

森ドクトリンの戦い

中

「どこまでが対象の範囲に含まれるのかを教えてほしい」。11月25日の金融審議会。金融庁が最重要課題と位置づける「顧客本位の業務運営」の徹底に向けて示した行動原則案に対し、出席した野村証券の役員が聞いかけた。

官庁の文書は普通、誤解や漏れがないように定義を事業者」や「金融商品」の定義すらはつきり示されていなかった。

「まさか抜け駆けはないですね」——。今夏、大

識して、横並びではなく良いサービスを競い合ってほしい」。金融庁の池田唯一総務企画局長は、あえて定義を明確にしない理由をこう説明した。行動原則案で「何を、どこまでやるべきだ」という点も明示して

ない。「最低基準は守るが、それ以上世の中には悪いことは絶対にやらない」(池田氏)という行動を防ぐねらいもある。

顧客本位へ行動原則案

「顧客本位の業務運営」の徹底に向けた7つの行動原則案

1. 方針をつくり、定期的に公表
2. 顧客の最善の利益の追求
3. 利益相反を適切に管理する具体的な方針の公表
4. 顧客が負担する手数料や費用の詳細の開示
5. 重要な情報を分かりやすく提供
6. 顧客にふさわしいサービスの提供
7. 顧客本位の促進に向けた報酬・業績評価体系の整備

曖昧指導 自主性促す

手銀行の間で疑心暗鬼が広がっていた。会社から受け取る販売手数料の開示だ。金融庁がかかるテーマは外貨建てや変額年金保険などの貯蓄性保険の販売の際に、銀行が保険

買わせれば、当座は手数料をしなくなれば、いずれ商売は細る。逆に顧客本位を意味わえない顧客が投資収入は稼げる。ただ成功体験を味わえないと指摘する。投資商品も頻繁に回転売買をしていれば、短期的料についても差がある」と指摘する。一方銀行が開示を始めた。ただ金融庁は「実は開示内容には差がある」と指摘する。月にかけて一斉に大手・地方銀行が開示を始めた。ただし金融庁は「実は開示内容には差がある」と指摘する。保険会社と議論し、開示品目を増やしている銀行と、最小限にとどめる銀行の差が見えてきたという。横並び脱却に向けた「アリの穴」となるのか。

なっている面がある。 「ノルマで営業を縛り高いう昔ながらの商売の理屈を解いているにすぎない。とは言え金融機関が当局にいくサヤを抜けるような複雑な商品に傾斜してきた経営。それが自身の経営悪化という形で跳ね返ってきてるよう見える」。森信親長官は10月に都内で講演した際、こう述べた。結果、貯蓄性保険の手数料については、10月から11月にかけて一斉に大手・地方銀行が開示を始めた。ただし金融庁は「実は開示内容には差がある」と指摘する。保険会社と議論し、開示品目を増やしている銀行と、最小限にとどめる銀行の差が見えてきたという。横並び脱却に向けた「アリの穴」となるのか。

だった。

だがこれに先立ち手数料開示の議論が金融審議会で始まりました。金融機関の間で「金融

審議の議論を踏まえた対応を望んでいる」という説と議論を待たずできるところからや、信親長官は10月に都内で講演した際、こう述べた。

なっている面がある。

す。「損して得とれ」とい

う昔ながらの商売の理屈を解いているにすぎない。